第六条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第十七条第三項中「第六条第三項各号」を「次の各号」に、「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備」を「特定無線設備」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備

二　設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第十七条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第二十五条第三項中「工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行ったもの」を「特定無線設備」に改め、同項各号を次のように改める。

一　適合表示無線設備（法第三十八条の三十五の規定により表示が付されているものを除く。以下この項及び第三十三条第三項各号において同じ。）の工事設計に基づく特定無線設備

二　適合表示無線設備について変更の工事を行ったもの

三　設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第二十五条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第三十三条第三項中「第六条第三項各号」を「次の各号」に、「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備」を「特定無線設備」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備

二　設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第三十三条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第三十九条第十二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

「備設線無の号十第項一第条二第」

「備設線無の号十第項一第条二第」

「備設線無の三十の号一十第項一第条二第」

「備設線無の三十の号一十第項一第条二第」

「備設線無の号九十四第項一第条二第」

「備設線無の号九十四第項一第条二第」

別表第一号一(3)アの表中

											○			17注○								○	○	○	○

を

											○			17注○							15注○	○	○	○	○

に、

											○	18注○	16注○	17注○								○	○	○	○

を

											○	18注○	16注○	17注○							15注○	○	○	○	○

に、

											○		21注○	17注○								○	○	○	○

を

											○		21注○	17注○							15注○	○	○	○	○

に、